

ASIA FOCUS NEWSLETTER

Newsletter

August 2026

Asia Focus Newsletter 2026 年 8 月版

本ニュースレターに関する お問い合わせ先

勝山 正雄
パートナー
+81 3 6271 9517
masao.katsuyama@bakermckenzie.com

富本 聖仁
パートナー
+81 3 6271 9710
seiji.tomimoto@bakermckenzie.com

和田 卓也
パートナー
+81 3 6271 9716
takuya.wada@bakermckenzie.com

北村 裕幸
パートナー
+81 3 6271 9758
hiroyuki.kitamura@bakermckenzie.com

岡田 次弘
パートナー
+81 3 6271 9541
tsugihiro.okada@bakermckenzie.com

長谷川 匠
カウンセラー
+81 3 6271 9540
takumi.hasegawa@bakermckenzie.com

河邊 美杉
アソシエイト
+81 3 6271 9470
misugi.kawabe@bakermckenzie.com

山内 真実
アソシエイト
+81 3 6271 9471
mami.yamauchi@bakermckenzie.com

Asia Focus Newsletter は、ベーカーマッケンジーのアジア地域におけるネットワークを最大限に活かし、日本企業の関心が高いと思われるアジア地域での近時のリーガル・ニュースを毎月タイムリーにお届けします。

詳細については、各見出しをクリックし、英語版をご覧ください。

タイ：内閣がレモン法案を承認（2026/7/7）

タイでは、欠陥のある商品についての消費者保護を強化するため、いわゆるレモン法制度の導入に向けた立法手続が進展している。2026 年 6 月 16 日には、タイ消費者保護委員会事務局（OCPB）が提案したレモン法案を内閣が承認した。また、タイ消費者評議会主導の市民発議法案も既に下院で受理されていたところ、2026 年 6 月 24 日に下院は両法案の審議入りを承認し、第 2 段階として委員会へ付託した。本制度により、欠陥商品に対する修理、交換又は返金といった法定救済が明確化されるほか、製造業者、輸入業者及び販売業者を含むサプライチェーン全体に責任が拡大する可能性がある。企業は、品質管理、アフターサービス、責任分担条項及び苦情対応・返品手続の見直しを検討する必要があると考えられる。

タイに製品を輸出又は販売する日本企業は、製品保証条件、販売代理店契約における責任分担条項及びアフターサービス体制が新法の要件に適合するか確認することが望ましい。

タイ：タイの知的財産（IP）金融イニシアチブが新たな機会を創出（2026/7/15）

タイでは、知的財産（IP）を担保として活用する資金調達を促進するため、規制当局が共同で IP ファイナンス推進策を開始した。2026 年 6 月には、タイ知的財産局（DIP）が「IP ファイナンス及び IP 評価（IP Finance and IP Valuation）」に関する研修を実施し、さらに「タイ IP 金融パイロットプロジェクト（IP Finance Thailand Pilot Project）」の開始を計画している。同国の事業担保法（Business Security Act 2015）に基づき、特許、商標、著作権及び営業秘密について事業担保権を設定することが可能であり、書面による事業担保契約の締結及び事業担保登録局（BSRO）への登録が必要となる。政府は IP 評価基準の整備及び市場参加者の理解向上を進めており、特にヘルスケア、食品、デジタルイノベーション及び AI 分野での活用を想定している。他方で、IP の適正評価、権利帰属の確認及び担保設定状況の調査など、厳格なデューデリジェンスが重要となる。ブランド、

技術及びコンテンツなどの無形資産を保有する企業にとって、新たな資金調達機会の拡大が期待される。

フィリピン：中央銀行（BSP）が AI ガバナンス・フレームワークを公表 (2026/7/20)

2026 年 7 月 20 日、フィリピン中央銀行（BSP）は通達 M-2026-031 を発出し、金融サービス分野における AI ガバナンス原則に関するガイダンスを公表した。本ガイダンスは、BSP 監督下の金融機関（BSFI：BSP-supervised financial institution）による倫理的、透明性及び説明責任のある AI 活用を促進することを目的とするもので、法的拘束力はないものの、監督当局としての最低限の期待水準を示している。ガバナンスの中核として、「STARS」と呼ばれる持続可能性（Sustainability）、透明性（Transparency）、説明責任（Accountability）、責任・公平性（Responsibility）及び安全性（Security）の 5 原則を掲げ、AI の企画、開発、検証、導入及び運用監視までのライフサイクル全体にわたる統制を求めている。また、外部委託先を含む関係者に適用され、データプライバシー、AI バイアス及び不適切利用等のリスクへの対応を重視している。金融機関は、既存のリスク管理及びコンプライアンス体制との整合性を確認しつつ、自社の AI ガバナンス体制の整備又は高度化を検討することが望まれる。

フィリピン：金融機関向け AI リスクガイダンス (2026/7/20)

2026 年 7 月 20 日、フィリピン中央銀行（BSP）は通達 M-2026-034 を公表し、先進的な AI（Frontier AI）システムに起因するサイバーセキュリティリスクへの対応に関するガイダンスを示した。BSP は、高度な AI が脆弱性の発見、攻撃経路の生成及び多段階サイバー攻撃の実行を可能にし得ることを踏まえ、BSP 監督下の機関（BSI：BSP-supervised institution）に対してサイバーセキュリティ及び技術リスク管理体制の強化を推奨している。具体的には、資産及びクラウドサービス等の可視化、多要素認証の活用、最小権限アクセスの徹底、ネットワーク分離及び適時のパッチ適用を求めている。また、脅威検知、脆弱性管理及びインシデント対応における AI 活用を推奨するとともに、AI 関連リスクに対応する事業継続管理及び AI ガバナンス体制の整備も促している。金融機関は、第三者委託先を含む既存の統制及びガバナンス体制を見直し、AI を利用した新たな脅威への対応力を強化することが望まれる。

ベトナム：刑法改正案が知的財産犯罪を対象に (2026/7/14)

ベトナム公安省は 2026 年中の迅速な立法手続による成立を目指し、改正刑法草案を公表した。本草案は、模倣品、著作権侵害その他の重大な知的財産権侵害に対する刑事執行の枠組みを見直す内容を含み、特に組織的、オンライン型、越境型又は商業規模の大きい侵害行為への対応強化が注目される。草案では、刑事責任の適用基準となる金額要件及び罰則が引き上げられる一方、電子商取引プラットフォーム、SNS、オンラインアカウント等を利用した侵害行為を明示的に対象としている。また、著作権侵害に関する規定のデジタル環境への対応強化に加え、特許、実用新案、意匠、技術データ及び営業秘密等を含む産業財産権侵害についても刑事責任の対象範囲が拡大される可能性がある。権利者にとっては、侵害規模、損害額、不正利益、オンライン上の影響力及び法人関与等を裏付ける証拠収集の重要性が一層高まることになる。

ベトナム：新たな知的財産権の取締り計画 (2026/7/22)

2026 年 7 月 17 日、ベトナム商工省は決定第 1782/QD-BCT 号を発出し、2026 年から 2027 年にかけての知的財産権の取締り強化に関する行動計画を採択した。同計画は、模倣品対策、オンライン上の知的財産権侵害及び著作権侵害への対応強化を目的としており、権利者、行政当局及び電子商取引プラットフォーム間の連携促進を重視している。特に、高リスク商品、主要なオンライン市場及び越境プラットフォームに対する監視強化、侵害情報の迅速な共有並びに年 1 回以上の全国的な集中的取締りの実施が予定されている。また、AI、ビッグデータ及びブロックチェーンを活用した侵害追跡、証拠収集及び警告システムの導入も検討されている。さらに、著作権及び著作隣接権に対する取締り強化が明示されており、

地方当局には関連取締件数を前年比 20%増加させる目標が設定されている。権利者としては、侵害証拠の整備、当局との情報共有及びプラットフォームとの協力体制を早期に構築することが重要となる。

シンガポール：生成 AI チャットボットに関する新たな透明性ガイドライン (2026/7/29)

2026 年 7 月 20 日、シンガポール情報通信メディア開発庁（IMDA）は、生成 AI チャットボットに関する透明性ガイドラインを公表した。同ガイドラインは、利用者による適切な利用の促進、開示内容の標準化、事業者の説明責任の強化を目指すものであり、事業者に対して利用者に対する分かりやすい情報開示を促すものである。同ガイドラインは、利用者への説明を一元的にまとめる「チャットボット情報カード」の作成を推奨しており、「関連性」「アクセス容易性」及び「適時性」の 3 原則を示している。同ガイドラインは任意のものであるが、シンガポール金融管理局及び保健省等の支持を受けており、他の生成 AI アプリケーションに対する透明性確保の参考指針としての活用も想定されている。

シンガポール：AI に特化した通知義務 (2026/7/29)

シンガポール個人データ保護委員会（PDPC）は、2026 年 7 月 20 日、生成 AI における個人データ利用に関するガイドラインを公表した。同ガイドラインは、生成 AI モデルの開発、学習及びファインチューニングに対する 2012 年個人データ保護法（PDPA）の適用を明確化するものである。特に、利用者から取得した個人データを大規模な生成 AI モデルの学習又はファインチューニングに利用する場合、「新製品開発」等の一般的な通知では足りず、AI 開発への利用を明示する「AI 特有の通知」が必要であるとされた。当該通知には、利用する個人データの種類、利用目的、モデルの機能及び同意の撤回方法等を記載することが推奨されている。また企業は、データの最小化及び匿名化を進めるとともに、個人データ利用の法的根拠を適切に記録すべきであるとされている。

シンガポール：CSA によるエージェント型 AI システムのセキュリティ確保に関する付録 (2026/7/29)

シンガポールのサイバーセキュリティ庁（CSA）は、2026 年 6 月 17 日、エージェント型 AI システムの安全な導入を支援するため、「AI システムのセキュリティ確保に関するガイドライン及びコンパニオンガイド」の付録（Addendum）を公表した。本付録は、2025 年に実施されたパブリックコンサルテーションを経て策定されたものであり、産業界、政府機関及び国際的パートナーとの協力の下で作成された。本付録は、エージェント型 AI に特有のサイバーセキュリティ上の脅威及びリスクへの対策を示すものであり、特に意図しない有害な行為を行う「逸脱行動」及び機密情報の漏えいを主要リスクとして挙げている。また、システムの自律性評価、脅威モデリング、エージェントの能力に伴うリスク評価及び追加的な統制措置の導入を推奨している。企業は、AI 技術の進展及びシステム変更を踏まえ、リスク及び統制の有効性を継続的に見直すことが重要である。

マレーシア：1987 年著作権法改正案に関するパブリックコンサルテーション (2026/7/14)

マレーシアでは、デジタル技術及び国際的な動向に対応するため、1987 年著作権法の大規模な改正が提案されており、2026 年 8 月 14 日までパブリックコンサルテーションが実施されている。改正案は、技術的保護手段（TPM）及び権利管理情報（RMI）の保護強化、ミラーサイト等にも適用される動的差止命令（dynamic judicial injunction regime）の導入並びに迅速な削除要請制度の整備を含むものである。また、AI 学習におけるテキスト及びデータマイニングの取扱い並びに AI 生成物の著作権保護要件を明確化する方向性が示されている。さらに、美術作品の再販売に対するロイヤルティ権及び権利者不明著作物制度の導入、著作権管理団体のガバナンス強化、著作権裁判所の権限拡大並びに著作権登録手続の電子化・簡素化も提案され、事業者に広範な影響を及ぼす見込みである。

台湾：職場におけるいじめ関連法の新設と雇用者の対応（2026/7/3）

台湾では、2026年7月1日から、職場におけるいじめに関して労働安全衛生法（OSHA）に追加された新章が施行されるとともに、職場におけるいじめ防止措置規則及び関連規則が発効した。これにより、従来は行政指導を中心としたソフトロー的な職場におけるいじめ対策が、法的拘束力を伴うコンプライアンス義務へと転換された。職場におけるいじめは、業務遂行中に同一企業内の者が権限又は地位を濫用し、業務上必要かつ合理的な範囲を超えて継続的に侮辱、脅迫、孤立化等の行為を行い、従業員の心身に被害を与えることをいう。新制度の下では、従業員10人以上の事業者は苦情受付窓口の設置を、30人以上の事業者は防止措置、調査手続及び懲戒規則等の整備を求められる。また、苦情受領後7日以内の当局報告義務、調査委員会の設置及び不再審査制度も導入された。雇用者は、内部体制及び調査手続を早急に整備する必要がある。

オーストラリア：ニューサウスウェールズ州の労災補償制度の大幅改革

（2026/7/2）

オーストラリアのニューサウスウェールズ州では、2025年及び2026年に成立した法改正を受け、2026年7月1日から労働者災害補償制度の大幅な改革が全面施行された。本改革は、増加する心理的傷害請求への対応及び州財政負担の軽減を目的とするものである。心理的傷害の請求については、いじめ、性的若しくは人種的ハラスメント、暴力又は過度な業務負荷等の「関連事象」に起因する主要な心理的傷害であることを具体的に立証する必要がある。また、人事評価、懲戒処分や組織再編等の合理的な人事管理措置に起因する傷害については、免責範囲が拡大される。さらに、紛争時には産業関係委員会（IRC）が当該行為の有無を判断する。雇用者は、新たな法律上の定義に沿った方針整備、トレーニング及び調査体制の強化が求められる。



編集後記

今月号担当の勝山、富本、河邊、山内です。

今月は、タイの消費者保護・IP 金融、フィリピンやシンガポールの AI 関連規制、ベトナムの知的財産権執行強化など、AI・デジタル規制、知的財産、消費者保護をめぐる動きが目立ちます。台湾の職場におけるいじめ関連法やオーストラリアの労災補償制度改革など、雇用・労務分野の改正についても注視していくことが求められます。

日本企業としては、各国における AI 規制やデータ保護に関するガバナンス体制の整備状況を点検するとともに、知的財産権の保護・活用戦略の見直し、消費者保護法制の強化に伴う製品保証・アフターサービス体制の再確認、さらには雇用・労務分野における各国の法改正を踏まえた社内規程やコンプライアンス体制のアップデートを進めることが重要です。特に、複数の法域にまたがる事業を展開する企業においては、各国の規制動向を横断的に把握し、グループ全体として統合的な対応方針を策定することが望まれます。

先月号では、ベトナムの拡大生産者責任に関する新規制や社債に関する新法令、オーストラリアの主要な労働関連法令の改正が特に注目されました。



勝山



富本



河邊



山内